

1 議案第54号関係

おいらせ町町税条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現行
<p>附 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 略 2～25 略 26 法附則第15条第47項に規定する町の条例で定める割合は零とする。 27 略</p>	<p>附 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 略 2～25 略 26 法附則第15条第47項に規定する町の条例で定める割合は<u>2分の1</u>とする。 27 略</p>